

1 **教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項**2 **(⑥ 情報公表)**3 **⑥ 情報公表**

4 各大学が、学生や学費負担者、入学希望者などの直接の関係者等に加え、幅広く社会  
5 に対して積極的に説明責任を果たしていく必要性は言うまでもなく、既に法令上も公表  
6 すべき事項が定められているが、教学マネジメントを進展させる上で、また、大学教育  
7 の質の向上を図るという観点からも情報公表には重要な意義があることを踏まえ、さら  
8 に促進していくことが必要である。

9 今後、各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充  
10 実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関係する情報をより自発  
11 的・積極的に公表していくことが必要となる。また、社会との関係の深化に伴い、大学  
12 が、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待の期待に応え、社会  
13 からの評価と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じ  
14 た大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要であ  
15 る。

- 16 ● 大学が、その教育活動に関する情報を積極的に公表する意義としては、  
17 ・ 学生や学費負担者、入学希望者などの直接の関係者等に対し、学生がどのような学  
18 位プログラムにおいて、どのような能力等を身に付けることができるのか、適切な  
19 教育環境が整備されているか等を具体的に提示すること  
20 ・ 大学が、広く有形無形の様々な支援を得ている社会に対し、教育という公共的使命  
21 を担う社会的存在として、大学教育に関する情報を積極的に公表する  
22 という説明責任の観点が強調されてきたところである。
- 23 ● 大学教育の質の向上という観点からも、情報公表の意義は位置づけられてきた。具体  
24 的には、国による設置認可の後も、法令を踏まえつつ、各大学が自らの強み・特色を生  
25 かしつつ、恒常的に大学教育に関する質の維持・向上が図られているかどうかを、7年  
26 に一度の認証評価だけではなく、大学自らが、社会に対して公表するという営みそのも  
27 のが、各大学の教育の質の維持・向上に向けた動機となり、関連する取組を促す側面が  
28 あると考えられるからである。

- 1 ● 今後も各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充  
2 実していくことが求められる。情報公表については、学校教育法をはじめとする法令に  
3 規定が設けられ、大学の取組も進んできたところであるが、現在、法令上公表が義務化  
4 されている事項では、学生が実際にどのような知識や能力を修得し、大学が実際にどの  
5 ような教育成果をあげたかなどの成果の確認ができていないという課題が指摘されてい  
6 る。こうした状況も背景として、従来、社会の関心が学生の学修成果や大学全体の教育  
7 成果に向けられることのないまま、大学は例えば「偏差値」等の尺度で一元的に判断さ  
8 れてきた傾向もある。このため、大学が、学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視  
9 化を大学内部で行うことにとどまらず、各大学における学生の学修成果や大学全体の教  
10 育成果、大学教育の質に関する情報をより自発的・積極的に社会等に対し公表していく  
11 ことにより、大学が学修成果や教育成果に基づいた多元的な尺度に基づき理解されるこ  
12 とを促進してゆく必要がある。
- 13 ● また、地域社会や産業界など社会と大学との関係が、キャリア教育や課題解決型教育  
14 プログラムの共同構築など、教育面も含めてこれまでにない水準で深化していくという  
15 変化が予想される。大学が教員個人の人脈を超えて、地域社会や産業界などと恒常的な  
16 「組織対組織」の連携を深め、その協力を継続的に得ていくためには、大学からより具  
17 体的な情報の発信を行うことにより、社会から見えづらいと言われる大学内部でどのよ  
18 うな取組が行われているかが理解され、適切なパートナーとして認知されることがまず  
19 必要となる。各大学が、地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積  
20 極的に情報公表を行っていくことによりその声や期待に応えていることを示し、社会か  
21 らの評価と支援を得るという好循環を形成することが求められる。
- 22 ● しかしまだに一部の大学では、大学の強みや特色を分かりやすく公表し、外部から  
23 適切な評価を受けながら、教育水準の向上を図っていこうとする観点が十分でない例や、  
24 入学前の情報提供が不十分で入学後に学生が失望する例等も指摘されている。各大学に  
25 は、自らの認識する強みや弱点も含めて、可能な限り広範で具体的な情報を外部に発信  
26 し、そのフィードバックを踏まえて学修目標やカリキュラムの見直し等を行うなど、外  
27 部からの適切な評価や支援を教学マネジメントの各局面で生かすことで、入学希望者の  
28 ミスマッチの回避や、社会からの評価を通じた教育の質の向上を図っていくことが期待  
29 される。

- 1 ● 大学の活動は多面にわたっており、個々の活動が相互に関係を有しているものである  
2 ことから、情報公表を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体  
3 の姿をできるだけ包括的に描き出す必要がある。例えば、厳格な成績評価を行えば、こ  
4 れに伴って標準修業年限内での卒業率や学生の中途退学率に変動を及ぼすことも考えら  
5 れる。また、教員数についても、附属研究所を有する大学など大規模な研究活動を行っ  
6 ていることにより、授業を担当しない教員が多数在籍する大学と、教育活動に大きな重  
7 点を置いている大学とではその表れ方は異なる。このように個々の情報が単独で示すこ  
8 とのできる内容には限界があり、例えば、その数字が何を意味しているのか、なぜその  
9 ような結果になったのか、どのような情報と組み合わせて参照することが必要なのか、  
10 今後どのようにその結果への対応を図る予定なのか等、各大学における分析や解説を、  
11 その根拠と併せて公表することなどにより、大学教育の質を判断する情報の一つとして  
12 活用することができるものと考えられる。
- 13 ● 特に、個々の大学においては、その規模は言うに及ばず、教育の理念・目的、沿革、  
14 地理的条件、受け入れる学生の姿、公的支援や民間からの寄附等の水準など、その直面  
15 する環境自体に大きな差があり、情報に附帯する大学の分析や解説などを考慮するなど、  
16 必要な配慮が行われることなく、特定の指標のみを用いて大学教育の質を測ろうとする  
17 こと、一面的な大学の序列化につながるような利用を行うことは、社会を信頼して情報  
18 公表を行った大学の自発性を大きく損なう、大学教育に対する理解と見識を欠いた行為  
19 と言わざるを得ないという点は強調しておく必要がある。

## 20 1. 大学全体レベル

- 21 ● 現行の法令においては、学校教育法において、大学は、教育研究の成果の普及及び活  
22 用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表することとされている。また、  
23 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、  
24 当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及  
25 び評価を行い、その結果を公表するものとされている。
- 26 ● また、学校教育法施行規則において、
- 27 ・ 大学の教育研究上の目的及び3つの方針に関すること
  - 28 ・ 教育研究上の基本組織に関すること
  - 29 ・ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 30 ・ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業  
31 又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関  
32 すること
  - 33 ・ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- 1 ・ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 2 ・ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 3 ・ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 4 ・ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

5 の公表が各大学に義務づけられているほか、大学は、教育上の目的に応じ学生が修得す  
6 べき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めることとされている。こう  
7 した学校教育法施行規則で義務づけられた情報については、学校教育法施行規則等の一  
8 部を改正する省令の施行について（通知）（平成22年6月16日22文科高第236  
9 号）を踏まえつつ、大学全体として適切に対応する必要がある。

- 10 ● こうした法令で義務づけられた情報に加え、情報公表に係る基本的な考え方を踏まえ、  
11 今後大学として公表が求められる学修成果・教育成果の可視化に関する情報、大学教育  
12 の質に関する情報について、公表の意義、公表することが考えられる内容、公表する情  
13 報の収集の方法等の考え方を別紙に整理している。学生の学修成果や大学全体の教育成  
14 果、大学教育の質の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが  
15 存在しているわけではないことから、別紙で示す事項も参考にしつつ、各大学が自らの  
16 大学の特性に応じて自主的に策定・開発を進め、公表していくことが強く期待される。

#### 17 グランドデザイン答申（抜粋）

##### 18 <具体的な方策>

##### 19 学修成果の可視化と情報公表の促進

##### 20 【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

##### 21 （学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- 22 ・ 単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率な  
23 ど）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

##### 24 （大学教育の質に関する情報）

- 25 ・ 入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一  
26 人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法  
27 や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの  
28 実施状況 等

##### 29 【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

##### 30 （学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- 31 ・ アセスメントテストの結果、TOEICやTOEFL等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰  
32 歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

##### 33 （大学教育の質に関する情報）

- 34 ・ ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPAの活用状況、IRの整備状況、教員の  
35 業績評価の状況 等

36 ※上記のうち【参考①】に掲げる項目については本特別委員会の第6回及び第7回  
37 「④学修成果の把握・可視化」の観点から整理を行ったが、今回は「情報公表」という  
38 観点から、【参考②】部分も含め、改めて整理を行っている。

1 ● 学修成果の把握・可視化の観点からは、学生が自らの学びの成果やその結果身に付け  
2 た能力を把握し、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた到達目標の達成度をエビ  
3 デンスとともに自ら他者に説明ができること、また、大学が学位プログラムを通じ「卒  
4 業認定・学位授与の方針」に定める能力を備えた学生を育成できていることをエビデン  
5 スとともに説明できるようにし、さらに把握・可視化した学修成果を教育改善に活用す  
6 ることが必要とされているが、情報公表の観点からは、当事者である学生・大学であれ  
7 ば理解・活用できる学内の情報としてではなく、外部のステイクホルダー等が理解でき  
8 る内容・表現となるよう、例えば統計情報に関してはサンプリング手法や計算方法、定  
9 性的な情報に関しても用語の定義や分析の根拠を示すことなどによって、関係者に対し  
10 て誠実な情報公表に努めるよう留意することが必要である。また、必要に応じて類似す  
11 る大学や学位プログラムとの比較（ベンチマーク）を提示することなども考えられる。

12 ● こうした考え方にに基づき、別紙（資料2-2）においては、まず、（1）「大学の教  
13 育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるものの例」  
14 と、（2）「教学マネジメントを確立する上で大学において収集することが想定される  
15 情報の例」に分類した上で、更に（i）「学修成果・教育成果の可視化に関する情報」  
16 と（ii）「大学教育の質に関する情報」の2項目に分けて整理している。

17 このうち（i）は「④学修成果の把握・可視化」で整理した項目であり、情報公表の  
18 観点から、学生がどのような能力を身に付け、そのためにどのような学修をどの程度行  
19 ってきたか、また大学が提供する教育プログラムはどのように評価され、希望する進路  
20 にどの程度の学生が進んでいるかという点等を明らかにする観点から、各項目の意義、  
21 内容等について再整理を行った。また、（ii）については、大学が教育プログラムを機  
22 能させるためにどの程度の教育資源を投入しどのような取組を行っているか、そうした  
23 取組の成果として入学・在籍・卒業の状況はどのようになっているか等について、同様  
24 に整理を行っている。

25 これらの項目は、情報の公表が考えられるものをあくまで例として示したものである  
26 が、これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情  
27 報公表が進められることが期待される。特に、（1）（i）に分類される項目について  
28 は、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に関係するものである  
29 ことから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。

- 1 ● 情報の収集については、学長のリーダーシップの下、責任を有する組織の特定やIR  
2 部門との連携を構築したり、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えた上  
3 で、必要な情報の収集を行う必要がある。その際、公表する情報は、その時点・内容・  
4 単位等について、各学位プログラムといったレベルを超えて、大学全体として、また、  
5 各情報間で整合性があるように取り扱われる必要があるとともに、学校基本調査等の公  
6 開されている情報との整合性にも留意する必要がある。
- 7 ● 情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることが  
8 できる方法によって行うことが必要である。情報の掲載を行う際には、利用者が適切に  
9 情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適  
10 切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜の観点から、例え  
11 ば、
- 12 ・各学位プログラムに関する情報も、大学として統一的な表示方法で一元的に閲覧でき  
13 るような設計とすること
  - 14 ・各大学のサイトのトップページにわかりやすい形でリンクを設け、関係するページへ  
15 の誘導を行うこと
  - 16 ・学生や学費負担者、入学志願者、地域社会や産業界など、利用者の属性と関心に応じ  
17 た情報の分類を行うこと
- 18 などの工夫を図ることや、利用者等の意見を踏まえて定期的な見直しを行うことが求め  
19 られる。また、外部からの問い合わせになるべく速やかに適切に応答する観点から、大  
20 学として必要な職員の配置を行うことが考えられる。
- 21 ● 大学が各自において情報の公表に取り組むことに加え、より効率的・効果的に情報を  
22 利用者に届けるために大学ポータルを活用することが考えられる。
- 23 ● さらに、国際的な大学間の連携や、学生・教員の国際的な流動性の高まりなど大学教  
24 育のグローバル化が進展する中で、我が国の大学の状況が、海外に十分発信されていな  
25 いという指摘を踏まえ、積極的に情報を発信することを通じて、留学生の獲得や国際的  
26 な大学間交流の構築につなげていくことが期待される。また、国際的な教育研究活動や  
27 学生交流に特色を発揮する大学については、国際的な視点で評価や支援を受けながら教  
28 育を改善する観点からも、海外に積極的に情報発信することが求められる。その際、  
29 個々の大学による取組だけでなく、複数の大学が連携して情報発信を行うことも想定さ  
30 れる。使用される言語は英語が想定されるが、各大学の戦略に応じてターゲットとなる  
31 国の言語を用いることも考えられる。